

須崎市過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～12年度)

令和8年3月

高知県須崎市

須崎市過疎地域持続的発展計画 目次

I	基本的な事項	P 1
II	推進する施策	
1	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	P 1 1
2	産業の振興	P 1 4
3	地域における情報化	P 2 2
4	交通施設の整備、交通手段の確保	P 2 4
5	生活環境の整備	P 2 7
6	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	P 3 3
7	医療の確保	P 3 8
8	教育の振興	P 4 0
9	集落の整備	P 4 4
10	地域文化の振興等	P 4 5
11	再生可能エネルギーの利用の推進	P 4 7
12	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	P 4 8
	事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	P 4 9

I 基本的な事項

(1) 須崎市の概況

ア 自然的条件

須崎市は、高知県のほぼ中央に位置し、四国山脈を背に太平洋に面する面積 135.20 km²のまちです。海岸部は複雑なリアス海岸の姿を見せ、市の中央に位置する深く入り込んだ須崎湾は天然の良港として古くから栄え、東の浦ノ内湾や南の野見湾では美しい海岸風景を見ることができます。

また、緑豊かな蟠蛇森や二ホンカワウソの生息が日本で最後に確認された新莊川など、豊かな自然がもたらす良好な環境と恵みある太陽の光あふれるまちです。

年平均気温は 16.8℃、年平均日照時間は 2,197.3 時間となっており、海岸部には亜熱帯植物の分布が見られる温暖な気候で、平野部ではほとんど積雪を観測することはありません。一方、年間平均降雨量は 2,780.2mm で、初夏から秋にかけて台風や集中豪雨による風水害が発生し、生活環境や農林水産業に被害をもたらしています。

また、リアス海岸特有の地形により、過去に幾度も津波により、尊い人命と貴重な財産が甚大な被害を受けてきました。

イ 歴史的条件

須崎市の現市街地付近は 1300 年ほど前一面の入り江でした。その後、この入り江に注ぐ新莊川等により運ばれた土砂で砂洲を形成し、当時は「洲崎」と呼ばれていましたが、やがて定住する人々も増え、「須崎」と書かれるようになりました。

延喜 13 年（913 年）入国を伝えられ、郡下を平定した豪族の津野氏の城下集落となり、なかでも須崎は、陸海交通の要衝であったことから、天正から慶長にかけて市街地が形成されました。

18 代を経て津野氏は滅亡し、続いて、慶長 6 年（1601 年）には山内氏の所領となり、徳川幕府の時代には、山内氏による藩政において港町として今日の基盤が作られました。

近代の明治から大正にかけて、須崎町を中心に郡役所や各種官公署も次々と設置され、大正 13 年には国鉄（現 JR）土讃線が開通し、港湾施設の充実など、郡下の産業、文化、交通の中心地として発展してきました。

その後、昭和 29 年（1954 年）10 月 1 日、須崎町、上分村、多ノ郷村、吾桑村、浦ノ内村の 1 町 4 村が合併して須崎市として市制を施行し、令和 6 年（2024 年）10 月に市制施行 70 周年を迎えました。

ウ 社会的条件

公共交通としては、鉄道、バス、巡航船が運行されています。鉄道は JR 土讃線の駅が市内に 6 駅あり、バスは民間事業者である高知高陵交通(株)による運行と、南地区と市街地を結ぶ路線で市営バスを運行しています。また、浦ノ内南岸と北岸を結ぶ航路で市営巡航船を運航しています。

道路交通網としては、国道 56 号、これより分岐する国道 197 号、さらに国道 494 号が、それぞれ県都高知市、大分市、松山市へと通じているほか、平成 14 年（2002 年）には四国横断自動車道が本市まで延伸し、交通輸送上重要な役割を担っています。また、平成 21 年（2009 年）には本市の中心街を迂回する須崎バイパスが全線開通し、市街地の交通混雑解消に大きな役割を果た

すなど、幹線道路整備は着実に進んでいます。

海上輸送は、須崎港が昭和 40 年（1965 年）に重要港湾に、昭和 44 年（1969 年）には貿易港として指定され、平成 26 年以降は取扱貨物量が四国一になるなど高度な港湾機能を備え、1 万トンを超す大型船舶が出入りする国際貿易港として木材や石炭などの輸入の拠点となっています。また、阪神方面への貨物、セメント、石灰石の移出が行われています。

情報通信においては、平成 21 年度（2009 年度）の情報通信基盤整備事業により、未整備地区の情報通信網を整備し、市内全域で地上デジタル放送や高速ブロードバンドの利用が可能になりました。さらに、令和 2 年度（2020 年度）の高度無線環境整備推進事業により久通、浦ノ内地区へ未整備であった光ファイバー網を整備したことで、令和 3 年度末には、市内全域に高速・大容量通信の前提となる光ファイバー網が構築され、情報化における地域間格差の解消が図られています。

住民が主体となった活動においては、地域自主組織や集落活動センターが設立されるなど各地域にある 7 つの公民館や地元集会所等を拠点として、様々なコミュニティ活動が行われています。

エ 経済的条件

本市は、温暖な気候と恵まれた自然条件をもとに、農林水産業を中心とする一次産業とともに発展してきましたが、人口の減少や担い手の高齢化などにより、令和 2 年（2020 年）には第一次産業の就業者人口比率が昭和 35 年（1960 年）の 48.50%と比較して半分以下の 19.20%まで減少しています。

また、第二次産業においては、市制施行以後の優良企業の進出が、安定した雇用創出と地域経済活性化の先導的役割を果たしてきましたが、バブル崩壊後の景気低迷による事業撤退や規模縮小、公共工事の減少や国産材価格の低迷による土木・建設業、木材団地等の衰退も相まって、就業者人口比率も平成 7 年（1995 年）を境に減少傾向に転じています。

一方、医療・福祉関連や小売業、サービス業を中心とした第三次産業の就業者人口比率は大幅に増加し、令和 2 年には 61.80%となるなど、本市の就業構造は大きく変化してきました。

オ 過疎の状況

昭和 55 年（1980 年）の国勢調査による本市の人口は、31,852 人であったものが、年々減少の一途をたどり、令和 2 年（2020 年）には 20,590 人となり、その減少率は 35.4%に上り、働く場を求める若年層の都市部への流出と少子化による過疎化は着実に進んできました。

急速な少子高齢化により、後継者不足による耕作放棄地の増加や限界集落などの問題が表面化するなか、保育園や小学校の統廃合を行ってきました。市街地においても核家族や単独世帯が増加傾向にあって、後継者や次世代の定住が進まず、加えて近郊の大型量販店や市外への消費者流出により商店街では空店舗も増加するなど、少子高齢化による人口減少は深刻な事態を迎えています。

急激な人口の減少は、集落機能の低下や地域コミュニティの衰退を招くばかりでなく、自治体の維持と存続にも大きな影響を及ぼすことが危惧されます。

このような状況で、本市は、平成 22 年（2010 年）に「過疎地域自立促進特別措置法」に規定する過疎地域に指定されました。地域の自立に向けた様々な施策を展開してきましたが、人口減少に歯止めをかける抜本的な解決には至っておらず、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」

においても過疎地域に指定されました。

今後も、これまでのいろいろな施策をさらに充実させていく一方で、人的資源を含む地域資源を活かした魅力あるまちづくりを市民と行政の協働で推進し、引き続き、過疎地域の持続的発展のための施策を計画的に展開していく必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

人口の推移は、表1-1(1)のとおり、昭和55年(1980年)から令和2年(2020年)までの40年間で11,262人減少し、総人口は3分の2以下となっています。

年齢別には、令和2年の0歳~14歳までの年少人口が昭和55年に対して約28%、15歳~64歳までの生産年齢人口が約49%と大幅に減少している一方で、65歳以上の高齢者人口は昭和60年(1985年)以降急速に増加し、40年前の2倍以上になっています。

人口構成比率は、15歳~29歳の若年層は、昭和55年には18.5%であったものが、令和2年には11.2%まで減少し、65歳以上の高齢者は12.7%から3倍超の40.7%に増加するなど典型的な少子高齢化の推移をたどっています。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和55年 (1980年)	平成2年 (1990年)		平成17年 (2005年)		平成27年 (2015年)		令和2年 (2020年)	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 31,852	人 30,295	% -4.9	人 26,039	% -14.0	人 22,606	% -13.2	人 20,590	% -8.9
0歳~14歳	7,019	5,657	-19.4	3,228	-42.9	2,280	-29.4	1,944	-14.7
15歳~64歳	20,785	19,545	-6.0	15,581	-20.3	12,096	-22.4	10,258	-15.2
うち15歳 ~29歳(a)	5,893	5,073	-13.9	3,861	-23.9	2,895	-25.0	2,316	-20.0
65歳以上(b)	4,048	5,093	25.8	7,230	42.0	8,184	13.2	8,388	2.5
(a)/総数 若年者比率	% 18.5	% 16.7	—	% 14.8	—	% 12.8	—	% 11.2	—
(b)/総数 高齢者比率	% 12.7	% 16.8	—	% 27.8	—	% 36.2	—	% 40.7	—

表1-1(2)のように令和5年(2023年)の国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の将来推計では、本市の人口は令和52年(2070年)に5,810人まで減少する見込みですが、市の政策による効果が着実に反映され、合計特殊出生率と社会増減が仮定値どおりに改善されれば、令和52年の人口は10,859人となり、社人研の推計と比較して5,049人の増加が見込まれます。

人口減少に歯止めがかかると、人口規模が安定するだけでなく高齢化率も下がっていきますが、昭和55年(1980年)以降、人口の減少が続く本市においてはただちに人口増加に転じるわけでは

ありません。

表 1-1 (2) 人口の見通し（「須崎市総合計画及び第 3 期須崎市総合戦略」第 2 章人口ビジョンより抜粋）

	平成 22 年 (2010 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和 6 年 (2024 年)	令和 52 年 (2070 年)	
				社人研の推計	人口の 将来展望
須崎市 人口	24,695 人	22,095 人	19,383 人	5,810 人	10,859 人
	2010 年を 1.0 とした指数	0.895	0.785	0.235	0.439
高知県 人口	76.4 万人	70.6 万人	65.7 万人	30.9 万人	54.9 万人
	2010 年を 1.0 とした指数	0.924	0.860	0.404	0.719

イ 産業別の推移と動向

本市の産業構造を産業別の就業人口比率で見ると、昭和 35 年（1960 年）の国勢調査では、第一次産業の比率は 48.50% で約半数を占めており地域の基幹産業であったものの、後継者不足や高齢化など様々な要因により、令和 2 年（2020 年）には 19.20% と 2 分の 1 以下に減少し、第二次産業においては、高度経済成長や優良企業の進出等により、数十年間一定の水準を保ってきましたが、バブル崩壊を契機とした長引く景気低迷等により減少し、令和 2 年には 17.57% となっています。一方、第三次産業は、昭和 35 年（1960 年）以降増加を続けており、令和 2 年には 61.80% に達する状況となっており、産業構造は大きく変化してきました。

(3) 市の行財政の状況

ア 行財政の現況と今後の動向

本市の予算に占める市税等の自主財源の比率は、令和 7 年度（2025 年度）当初予算の一般会計歳出総額 255 億 8,000 万円のうち、34.4% で 88 億 1,255 万円、残りの 65.6% である 167 億 6,745 万円は地方交付税や市債、国県からの補助金などで、多くの財源を他に依存している現状です。

また、財政圧迫の大きな要因である地方債（借入金）については、長期にわたる発行抑制の取組により、平成 17 年度（2005 年度）決算の普通会計ベースで約 273 億円あった残高が、令和 2 年度（2020 年度）末には約 169 億円となり、実質公債費比率についても改善傾向にあります。

自主財源が乏しく地方交付税等に大きく依存した財政構造を持つ本市においては、今後もさらに厳しい状況が想定され、引き続き地方債発行抑制や財源確保に取り組むなど、規律ある財政運営に努め、健全な財政基盤の確立を目指さなければなりません。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度 (2010年度)	平成27年度 (2015年度)	令和2年度 (2020年度)
歳入総額A	14,040,279	15,298,654	18,293,542
一般財源	8,111,434	8,082,733	7,757,147
国庫支出金	2,920,264	2,148,720	4,596,686
県支出金	1,022,363	1,273,931	1,079,157
地方債	1,217,675	1,901,176	1,536,478
うち過疎債	271,716	683,624	1,075,217
その他	768,543	1,892,094	3,324,074
歳出総額B	13,708,369	14,698,714	17,992,776
義務的経費	7,226,902	6,993,665	6,512,695
投資的経費	2,446,043	1,890,888	1,478,398
うち普通建設事業	2,411,222	1,785,592	1,351,507
その他	4,035,424	5,814,161	10,001,683
過疎対策事業費	827,070	1,036,210	1,461,916
歳入歳出差引額C(A-B)	331,910	599,940	300,766
翌年度へ繰越すべき財源D	81,891	52,991	14,923
実質収支 C-D	250,019	546,949	285,843
財政力指数	0.386	0.384	0.425
公債費負担比率	23.5	22.4	20.2
実質公債費比率	21.0	17.7	14.9
起債制限比率	13.8	—	—
経常収支比率	91.2	87.9	94.8
将来負担比率	213.4	158.4	60.2
地方債現在高	21,377,733	18,451,342	16,927,855

イ 公共施設整備水準等の現況と今後の動向

公共施設の整備については、安全なまちづくりや生活環境、利便性の向上を考慮しつつ一定の水準を満たすよう進めてきました。道路（市道）については、改良率、舗装率とも、年々徐々に改善されていますが、高知県内の平均値を下回る状況です。水道普及率については、令和2年度（2020年度）末で89.4%、水洗化率については85.4%となっており、順調に推移しています。

人口千人当たりの病床数については、病院と診療所数は減少傾向にあり病床実数も減少していますが、それより早いペースで人口減少が進行していることから、数値はほぼ横ばいから上昇へと転じています。

その他、災害に強いまちづくりを目指し、下水道施設、特に雨水対策を重点的に実施してきたこと

から、近年、市街地や主要道路において台風や集中豪雨による冠水被害は、大幅に減少しましたが、小集落での土砂災害や孤立の危険性については、依然として軽減に至っていない状況です。

今後も、厳しい財政状況を見極めながら、過疎地域の持続的発展の趣旨に即した施設整備を計画的に行っていく必要があります。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末 (1980 年度)	平成 2 年度末 (1990 年度)	平成 12 年度末 (2000 年度)	平成 22 年度末 (2010 年度)	令和 2 年度末 (2020 年度)
市町村道					
改良率 (%)		30	30	37.4	40.5
舗装率 (%)		74	74	77.6	78.6
農 道					
延 長 (m)				17,361	16,477
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)				19.9	51.9
林 道					
延 長 (m)				4,137	4,137
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)				0.4	0.4
水道普及率 (%)	63.6	77.5	86.5	87.4	89.4
水洗化率 (%)			68.5	81.0	85.4
人口千人当たり病院、診療 所の病床数 (床)	22.2	26.2	26.0	27.2	30.0

※空欄部分は資料廃棄のため不明

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市は、太平洋に面した変化に富んだ美しいリアス海岸や、ニホンカワウソの生息が日本で最後に確認された新莊川に代表される美しい川、緑豊かな蟠蛇森など素晴らしい自然と心安らぐ環境を有した太陽の光あふれる美しいまちです。

私たちは、この素晴らしい自然と高幡圏域における産業・交通・物流・情報発信の拠点として発展してきたまちを、さらに住み良いものとし、未来に継承していかなければなりません。

しかし、失われた 30 年とも言われる景気の低迷、経済活動の広域化に伴う地域間競争の激化や情報技術の進化等による産業構造の変化に加え、少子高齢化の進行による地域経済の縮小や労働力の減少など本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

また、30 年以内に高確率で発生すると言われる南海トラフ地震や、近年全国的に大規模な被害が発生している水害・土砂災害などの自然災害についても、引き続き防災・減災の取組の強化が求められています。

こうした状況において、前計画や従前の須崎市総合計画（以下「総合計画」という。）の取組により、南海トラフ地震をはじめとする自然災害のリスクや人口減少・少子高齢化といった、環境・社会変化のただ中であっても、確かな成長と変化を実現してきました。

しかしながら、今後は、わが国のみならず、世界情勢も含めて、めまぐるしく変化することが予想され、本市が取り組むべき課題を前に進めていくためには、これまで以上に、過去の経験や価値観のみにとらわれない、自由で柔軟な発想・思考による、市民と行政が協働するまちづくりを推進していくことが求められます。

そのため、令和7年（2025年）に策定した新たな総合計画及び第3期須崎市総合戦略（以下「総合計画及び総合戦略」という。）では、目指す姿を『未来へひろがる“元気創造”と“協働”のまち』とし、それらを実現するために特に重要な5つの取組を主要プロジェクトとして掲げ、あわせて基本理念として3つの指針を定めて取り組んでいくこととしており、本計画についても総合計画及び総合戦略に沿って、過疎地域ならではの地域特性や地域資源を活用した持続的発展のための施策を展開していきます。

【主要プロジェクト】

1. 住民自治と協働のまちづくり

地域自主組織及び集落活動センターによる地域活動や自主防災組織による防災活動の取組を支援するなど、引き続き須崎市自治基本条例に基づく市民自治の確立と協働によるまちづくりを進めます。

2. SDGsの推進

持続可能な須崎市を目指して、災害に備えた安心安全なまちづくりを行うとともに、清流新荘川の保全やカーボンニュートラルの推進、医療・福祉・教育環境の充実を図るなど、各基本施策においてSDGsの取組を進化させます。

3. 高台まちづくり

事前復興まちづくり、人口減少対策等の観点から、高台整備事業に取り組みます。整備対象施設等に応じて事業規模を分類し、早期に高台団地の開発を行います。将来的には高台まちづくりを目指します。

4. 新たな教育の推進

須崎市小中学校統合計画に基づき、令和8年度より中学校を5校から2校に統合します。小学校については、中学校統合の3年後を目標とし、8校から5校に統合します。また、新たに策定した須崎市教育変革ビジョンに基づき、新しいすさきの学び「Make “IT” Fun」にチャレンジします。

5. 港湾整備

須崎港港湾計画に基づき、国・県等と連携して港湾及び防災拠点機能の強化を図ります。あわせて、海のまちプロジェクトなどの地域振興の取組により、「みなとまち」の利点を活かした賑わい・交流機能の充実も図ります。

【基本理念】

本市が有する豊かな自然環境や立地上の利便性といった変わらない特長が生み出す独自性はこれからも大切にしていきます。一方で、変わりゆく時代の中では、多くの人たちとのつながりを増やし、いつまでも暮らしたい・関わっていききたいと思われる“まち”になるように積極的に成長・変化していく

ことのできる「サステナビリティ」の実現が求められています。

そのサステナビリティを実現させるため、以下のとおり3つの基本理念を定めます。

①安心して暮らせるまちをつくる

いつまでも住み続けたいと思えるよう、ライフイベントを充実して送れるための施策を各分野で積極的に実施します。

②つながりを広げる

人口減少局面にあっても、関わりのある人・つながりのある人（交流人口／関係人口）を積極的に増やす施策を実施します。

③デジタル技術を積極活用する

限られた経営資源で最大限の効果を発揮できるよう、デジタル技術を積極的に活用した行政運営を実現します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本市での人口動向を分析すると、ここ数年は毎年200人程度の転出超過（社会減）が続き、そのほとんどを「15歳～19歳」の年齢層が占めています。

このことから、進学に伴う一時的な転出は避けられないものの、大学等を卒業後の若い世代がUターン就職等で再び本市に転入することで社会減を抑制しつつ、Iターンの促進などで転入人口を増やすことにより、社会増へ転換することは可能であると考えられます。

このことから、総合計画及び総合戦略に基づき、住み続けたいまちを創っていくために計画を進め、令和17年（2035年）に社会減から社会増への転換を図るとともに、令和32年（2050年）には年間70人程度の社会増を目指します。

また、高知県が行った県民意識調査では、未婚者のうち78.9%が「結婚したい」と回答する結果となっているほか、「第1子を欲しい年齢」と実際に生まれた年齢に1.65歳差があることなどから、結婚の希望がかなえられ、かつ第1子出産年齢が現在より早まることを前提としたうえで、令和17年の合計特殊出生率を1.62とし、さらに令和52年（2070年）に2.07まで段階的に上昇することを目指します。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画を実効性のあるものとするために、毎年度、庁内全体で事業の進捗管理や効果の検証を行い、その結果については須崎市のホームページなどで公表するとともに、議会へ報告します。

(7) 計画期間

本計画の期間は、令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までの5箇年とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、予算、費用対効果、経済波及効果などを考慮し、以下の「須崎市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、新設及び改修・更新、管理運営を行います。

(須崎市公共施設等総合管理計画抜粋)

本市の公共施設については、現状や課題に対する基本認識を踏まえたうえで、全体最適化を見据えたマネジメントを推進していく必要があります。今後は、市民ニーズを的確に捉えつつ、必要となる公共施設は、計画的な予防保全型による長寿命化を図るとともに、機能が重複している施設や施設利用が低迷している施設については、施設の老朽化の状況や利用の状況を把握し、施設総量の最適化を進めます。なお、新たな施設の整備を検討する場合には、既存施設の有効利用、県や周辺市町村との広域連携、民間施設の活用など、新たな施設の建設を伴わない方法についても併せて検討を行います。

土木系公共施設（インフラ資産）については、市民の日常生活や経済活動における重要なライフラインであるとともに、大規模災害発生時等には避難や救援活動、災害復旧等においても重要な基盤施設であることから、計画的な整備や修繕・更新等を行います。

今後は、人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、市税収入等の増加は期待できず、投資的経費の抑制など市の歳入・歳出構造が変化することが予想されます。必要な公共施設等を維持するためには、限られた経営資源を有効に活用していくことが求められます。以上を踏まえ、本市における今後の公共施設等の管理に関する6つの基本方針を定めます。

(1) 建築系公共施設

①まちづくりの視点

須崎市総合計画や須崎市都市計画マスタープランなど、将来のまちづくりの方向性を定めた計画との整合を図り、都市の活性化促進や地域の生活・コミュニティの中心拠点形成における公共施設等及び公共サービスが果たす機能・役割を踏まえ、本市の将来都市づくりの実現への貢献をめざします。このため、市民が安心・安全に暮らすことのできる、快適なまちづくりを実現できるよう、公共施設等の適正配置や規模をめざします。また、少子高齢化等による人口構造や社会経済情勢の変化に適應するまちづくりに向けて、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化への推進、省エネルギー化など、施設機能の充実を図ります。

②施設総量の適正化

今後も安定した市民サービスを提供し続けていくために、将来の人口動向や財政状況を踏まえ、必要となる施設を選択し、適正な施設規模の確保をめざします。このため、既存の施設機能を維持しつつ、施設の集約化、複合化及び廃止等の再配置により、施設総量の適正化をめざします。また、新たな市民ニーズに対しては、施設の新設を前提とせず、既存施設への集約化などにより、機能の充実や見直しを目指します。

③施設の長寿命化

人口減少に伴い、機能移転が可能な施設や用途が重複している施設、稼働率が低下している施設等については、住民サービスを考慮しながら統合や整理を検討します。

④効率的な施設運営

市民サービスは、既存の水準を維持するとともに、市民ニーズ等に応じてさらなる向上を図る必要がありますが、行政の限りある財源及び人員の中では限界があります。このため、管理運営に掛

るコストの縮減を図るとともに、民間のノウハウや資金の活用、地域の住民・団体などとの連携も視野に入れた運営方法を引き続き検討し、より効率的な施設の運営をめざします。加えて、省エネルギー対策や未利用財産の処分、施設利用の受益者負担の適正化などのさまざまな取組や、運営の工夫による利用効率の向上を図り、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保をめざします。

また、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）／PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ：建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用）など、民間の力の活用も検討しながら公共施設を維持しつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に努めます。

⑤必要な機能の確保

災害時の防災拠点や避難場所となる公共施設や、避難・救援活動、災害復旧時において確保すべき重要な基盤施設であるインフラ資産については、必要な機能の確保をめざします。このため、予防保全型の計画的な維持管理により、費用の抑制・平準化を図るとともに、市民生活の安全確保と、向上を図る公共施設等の配置をめざします。

⑥SDGsの推進

本計画は行政サービスを提供する社会基盤である公共施設等に関するものです。市民の暮らしを支える公共施設等を適切に維持管理することで、持続可能なまちづくりを推進し、国連が提唱しているSDGs 持続可能な開発目標 の実現に向けて貢献することをめざします。

(2) 土木系公共施設（インフラ資産）

①投資額（一般財源）について

- ・費用対効果や経済波及効果を考慮しながら、予算総額の範囲内で、新設及び改修・更新をバランスよく実施します。
- ・優先順位の設定等により、予算の縮減に合わせた投資額の設定に努めます。

②ライフサイクルコスト（LCC）について

- ・維持補修と長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新によるライフサイクルコストの縮減をめざします。
- ・PPP/PFI など、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に努めます。

Ⅱ 推進する施策

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

県、奥四万十地域移住定住促進協議会、その他関係団体等と連携し、移住支援施策を進めU・I・Jターン移住者の増加を目指します。また、空き家を市の中間管理住宅として活用するなど、移住者用物件の確保にも取り組みます。

須崎を知ってもらい、須崎への移住者を増やすため、情報発信・相談・体験事業など複合的な取組を強化、推進します。地域の資源を掘り起こすことで、観光や移住施策を進め、交流人口や関係人口の増加を目指す取組を進めます。

さらに、地域への女性の移住・定住を促進するため、女性が安心して働き、暮らし、子育てできる環境を整備し、女性が主役として活躍できるまちづくりを推進します。

各地域の活動を担う団体や地域の元気を創造する人材を支援します。また、引き続き様々な学びの場を提供するための須崎的文化創造を進め、地域での人材育成に努めます。

あわせて、外国人住民も地域の一員として安心して暮らせる環境づくりを進めるため、日本語サロンの運営や技能実習生研修施設の整備を行い、生活支援や相談体制の充実に取り組みます。また、地域住民と外国人住民が互いの文化を理解し支え合える交流イベントや文化理解講座を開催し、国際交流事業や姉妹都市との連携も活かしながら、多文化共生のまちづくりを推進します。

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住の促進

本市への移住相談件数や移住者数は増加傾向にありますが、依然として移住者用住居や様々な業種に対応した就労先の確保が課題となっており、さらなる空き家活用と仕事や産業へとつながる移住定住の施策の展開が必要となっています。また、U・I・Jターンの促進や定住に向けた宅地団地の整備は有効な施策となります。

さらに、本市では若年女性人口が年々減少しており、進学や就職を機に都市部へ流出する傾向が続いています。この若年女性層の減少は、地域の活力低下につながるだけでなく、将来の出生数の減少に直結する大きな課題です。出生数も長期的に減少傾向を示しており、結婚・出産・子育てを希望する若い世代が安心して生活できる就労環境、住環境、子育て支援の拡充を進める必要があります。

また、外国人技能実習生や特定技能外国人など、多様な背景を持つ住民が地域の産業、とりわけ一次産業を中心に重要な役割を担う一方で、言葉や文化の違いから、地域行事や防災訓練、子育て、医療など日常生活の中で十分に情報が行き届かない場面が見受けられます。このため、外国人住民が地域に根づき、住民として生活するための交流機会や相談体制の充実が課題となっています。

イ 地域間交流の促進

地域間交流の促進としては、海上アスレチックを核とした海洋スポーツ体験プログラムを実施しており、今後も海洋スポーツによる交流人口の増加に向けた取組を進める必要があります。

スポーツセンターでは、常設カヌーコースや艇庫、トレーニング棟、管理棟等の整備により、国内

大会の誘致や県内外の大学や高校の合宿受け入れを行っており、今後においても継続した取組となるよう、積極的なPRを実施します。

また、新たに整備するスケートパークを活用し、大会の誘致や競技力向上と併せ、世代間交流や地域間交流等を促進し、アーバンスポーツ文化の定着・発展に努めます。

ウ 人材育成

須崎未来塾やビジネスプラン塾等により、地域人材の掘り起こしと地域リーダーの育成を進めてきましたが、今後もスタートアップコンテストの開催を継続しつつ、人材育成への新たな取組方法を検討する必要があります。また、地域住民が中心となり文化的手法によって地域の価値を創造する「現代地方譚」は、アートイベントとして全国に認知・定着が進んでおり、今後はこれまでの開催により地域との関係性を深めた人材のさらなる活動への支援と、新たな人材の発掘を行う必要があります。

また、外国人技能実習生は入国後1か月間の日本語法定講習が義務づけられていますが、県内では監理組合が自社のために運営している施設を除き、民間による法定講習施設が整備されておらず、受け入れ環境の充実が求められています。

(2) その対策

ア 移住・定住の促進

- ・ 本市を知らない方が須崎を知り好きになってもらうため、都市圏での移住イベントの開催や2地域居住の促進による関係人口創出、市の魅力の洗い出しを行い、移住ホームページの更なる機能強化や充実を図るとともに、移住相談会の実施の継続など多様な情報発信に取り組みます。
- ・ 奥四万十地域各市町の取組の情報共有と関係人口創出を目的とした奥四万十地域移住定住促進協議会による都市圏での移住イベント、体験ツアーを共同で開催し周知を進めます。
- ・ 短期滞在施設を活用することで、須崎を体験する機会の創出を行います。
- ・ 空き家所有者向けの相談会を開催するとともに、空き家を市の中間管理住宅として活用するなど、移住者用物件の確保に取り組みます。
- ・ 空き家を女性が暮らしやすい住宅へ改修し、地域で安心して生活できる環境を整備することで、女性の移住・定住を促進します。
- ・ 女性をはじめとする若年層の移住・定住を促進するため、移住支援制度を新たに創設し、移住・定住に向けた支援を行います。
- ・ 地域への定住を希望するシングルマザーを支援するため、一般社団法人日本シングルマザー支援協会と連携し、移住・定住の促進に取り組みます。
- ・ 安全で良好な住宅用地の開発分譲を目指します。
- ・ 外国人市民と日本人市民が互いを理解し支え合う、多文化共生のまちづくりを推進します。
- ・ 市内企業や関係機関等と連携し、多言語対応や生活支援、相談体制の充実を図ります。
- ・ 地域住民と外国人住民が交流できるイベントや文化理解講座を開催に加え、日本語サロンの運営を継続し、相互理解の促進に努めます。
- ・ 国際交流事業や姉妹都市との連携を活かし、地域ぐるみでの国際理解の推進に努めます。

イ 地域間交流の促進

- すさきの特産品を活用したまちづくりを推進し、交流人口拡大を図ります。
- 地域の特性を活かした体験型学習メニューの充実、拡大を図りながら、教育旅行をはじめとする団体旅行等の誘致を推進し、観光客の増加に努めます。
- 各種イベントの継続実施と地域の特性を活かした新たなイベントの実施に取り組みます。

ウ 人材育成

- 地域リーダーや地域から発信する力を持つ人材育成及び支援に努め、産業振興と若者の定着を図ります。
- 外国人技能実習生等の日本語法定講習のための研修施設の設置・運営を検討し、受入体制の充実を図ります。
- 研修施設を通じて外国人人材受入れの情報やノウハウを蓄積し、地域産業の振興につなげます。
- 外国人材の定着支援を進めるとともに、外国人住民を含めた地域の担い手育成を推進します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	(1) 移住・定住	高台整備事業（住宅団地）	須崎市	
	(2) 地域間交流			
	(3) 人材育成	多文化共生のまちづくり事業	須崎市 施設運営者	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備については、予算、費用対効果、経済波及効果などを考慮し、「須崎市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、新設及び改修・更新、管理運営を行います。

2 産業の振興

産業振興では分野ごとに、次のとおり方針を定めて取り組みます。

農業では、農業共同利用施設等の導入や農業水利施設などの長寿命化と防災対策、農業生産基盤の整備を進めながら農用地の高度利用と省力化を図るとともに、農業経営の合理化と近代化を目指します。また、集落営農の育成など担い手対策を推進します。

林業では、森林組合との連携をさらに強化し、適切な森林整備を進めるとともに、木材資源の有効な利活用を推進し、担い手の確保と育成に努めます。

水産業では、水産資源の維持増大、資源管理型漁業の推進、漁業所得の向上とその安定に努めます。また、さらなる養殖技術向上と鮮度管理を図り、ブランド化により付加価値を高めることで、須崎の魚の知名度をより一層高められるように努めます。

総合戦略を推進し、農産物や水産物を利用した6次産業化と新たな加工品の開発に取り組み、地域資源や環境を活かした地場産業の振興を図ります。

また、ふるさと納税による返礼を活用し、魅力ある地場製品の販路拡大と商圈拡大に努め、地産外商を推進し、地場産業振興を図ります。

重要港湾である須崎港や他方面に接続する道路網、高速道路などの社会資本を活かした条件整備に努めるとともに、立地促進奨励金の交付や固定資産税減免をはじめとする優遇措置を講じることによって、雇用創出、人口の定着化、市民の所得の増大など、地域経済の好転につながる優良企業の誘致を積極的に推進します。

起業の促進では、起業による雇用創出や地域活性化が過疎地域の持続的発展に直結する課題であることから、起業のための環境整備や起業促進のための支援施策の充実にも努めるとともに、空き店舗や空き家を活用したチャレンジショップの展開やコミュニティビジネスの育成を推進します。

商業の振興では、商業活性化の核となる各種団体との連携強化や交流人口増大に向けた様々な取組で、魅力ある商業空間の形成を図りながら、商店街再生を推進し賑わいづくりに合わせて商店街全体の売り上げ増を目指します。

また、商工会議所等と連携し、新商品の開発や地元商品のブランド化の推進、販路拡大を支援し、売上げ増加につながる取組を進めます。

(1) 現況と問題点

ア 農業の振興

本市の農業は、温暖な自然条件を活かして施設園芸、露地野菜、水稻、中山間地域での果樹栽培等集約的複合経営が行われています。なかでも、ミョウガ、キュウリ等の施設園芸が本市の系統販売の主軸であり、特にミョウガは競争力のある商品として全国でも高いシェアを誇っています。

農家一戸当たりの経営耕地面積が小さく、小規模な個人経営がほとんどを占め、生産の集団化と組織化が課題となっています。

一方、輸入農産物の増大、燃油や資材の高騰、産地間競争の激化等により収入が安定しないことなどから、後継者不足による遊休農地が増加しており、農業水利施設などの老朽化も進んでいます。

主要3品目取扱量 (JA土佐くろしお産地振興計画書第6刊より抜粋) (単位: t)

区分	令和3園芸年度	令和4園芸年度	令和5園芸年度
ミョウガ	3,528	3,659	3,521
キュウリ	5,438	5,552	5,416
シシトウ	547	508	502

※園芸年度(9月~8月)

イ 林業の振興

林業は、森林面積 10,201ha(民有林 9,712ha、国有林 489ha)で、市の総面積の約 75%を占め、民有林のうち人工林率は約 49%となっており、優良人工林が造成されています。(森林面積は「2025年農林業センサス」より抜粋)

これらの森林に対する適切な間伐や保育等による適正な管理による森林整備が重要な課題ですが、林業の採算性の悪化や森林所有者の高齢化などにより、林業生産活動が全般的に停滞し、適正な管理を実施できていない森林が増加傾向にあります。

このような森林では、水源かん養や国土保全機能が十分発揮できないことから、森林所有者や森林組合等が行う間伐を中心とした計画的かつ効率的な森林整備を推進していくことが必要です。

森林組合

区分	管轄区域(総森林面積 ha)
須崎地区森林組合	須崎市、土佐市、津野町(旧葉山村地区)、中土佐町 総森林面積 33,960ha(国有林を除く)

※令和7年(2025年)4月1日現在

ウ 水産業の振興

本市の水産業は、黒潮と接した豊かな漁場と恵まれた自然を活かして、沿岸漁業を中心に養殖業も盛んに行われ、豊富な魚種の水揚げがあり、市民の豊かな食生活を支えているとともに、市外県外へも出荷されています。また、内水面漁業については、新庄川に鮎の稚魚の放流を行っています。

須崎湾沿岸では、機船船曳網、定置網、釣延縄漁業など、漁協ごとに多様な漁業が営まれています。生産性が高く資源管理が比較的容易な沿岸漁業への取組を推進するため、沿岸藻場の再生やヒラメ、イサキ、エビ、アワビ等の種苗の中間育成や放流を継続して実施しています。

漁業経営は、漁船等への投資が大きいことや燃料等の費用の高騰もあり、後継者不足の大きな要因となっています。野見湾と浦ノ内湾では、鯛やカンパチなどの養殖漁業が行われていますが、生産者の高齢化問題や養殖場の環境問題等の課題が山積しています。

また、近年の水産業を取り巻く環境は、他産地との競合に加え、魚価の不安定な状態が続いており、適正な魚価形成に向けた流通と販売体制の確立に加えて、加工体制の充実が課題となっています。

漁協一覧
高知県漁業協同組合深浦支所
高知県漁業協同組合池ノ浦支所
大谷漁業協同組合
野見漁業協同組合
須崎釣漁業協同組合
錦浦漁業協同組合
須崎町漁業協同組合
新荘川漁業協同組合

※令和7年(2025年)4月1日現在

漁港及び組合別水揚げ量（令和6年度（2024年度））		
区分	水揚げ量(t)	水揚げ金額(百万円)
野見漁港	2,596.8	3,815
深浦漁港	923.6	614
池ノ浦漁港	63.2	96
久通漁港	0.3	2
中ノ島漁港	181.0	270
須崎釣漁業協同組合	778.2	310
錦浦漁業協同組合	67.3	79
須崎町漁業協同組合	53.6	170

令和7年度漁港港勢調査（令和6年度実績値）より抜粋

エ 地場産業の振興

本市では、古くから一次産業が盛んで、地場産業が発展してきました。

近年では、長引く景気低迷や後継者不足、人口減少などにより、一時の隆盛は影を潜める状況となっていますが、生産と出荷量日本一のみょうがや一般貨物取扱高四国一の須崎港、須崎ブランドの鮮魚や養殖魚、鍛造・打ち刃物、木製品や竹細工など、その潜在能力は非常に高く、ふるさと納税の返礼品として提供したことを契機に、活気を取り戻しつつあり、民間と行政が一体となった更なる浮揚施策の推進が求められています。

オ 企業誘致等の対策

本市では、重要港湾である須崎港の整備とともに、昭和36年（1961年）に大阪窯業セメント（現：住友大阪セメント）、昭和46年（1971年）に日鉄鉱業、昭和47年（1972年）に松下寿電子工業といった大手企業を誘致してきました。その後、松下寿電子工業の撤退もありましたが、エム・セテック社を誘致し、平成16年（2004年）から操業を行っています。エム・セテック社は、平成20年（2008年）には、第2工場の操業を開始し、多くの雇用を創出しています。

しかしながら、平成20年以降は、高知アイスの誘致もありましたが、大規模な企業用地の不足などから新たな企業の誘致には至らず、加えて、既存の事業所においても規模や雇用が縮小され、事業所数も減少傾向にあるなど、人口減少や税収減の要因ともなっています。

今後も引き続き、高速道路や須崎港などの社会資本を活かした条件整備に努め、雇用創出や定住、地域経済の好転につながる企業の誘致や新たな産業の創出が求められています。

カ 起業の促進

本市では、人材育成や雇用創出に重点を置き、平成21年度（2009年度）から2年間、地域雇用創造協議会において「新事業チャレンジ」「起業準備セミナー」を実施するなど、地場産業振興の人材育成や起業のためのノウハウ習得を目指して取り組みました。平成25年（2013年）からは「須崎未来塾」を開講し、「持続可能なすさきづくり」を目指して消費ではなく創費（自らの労力などを費やして創り出すこと）のできる人材育成の取組を進めてきました。

また、須崎スタートアップコンテストにおいては、様々な新規ビジネスの提案を受け、その実現に向けた支援を行っています。このように、起業促進のための態勢は徐々に整ってきておりますが、起業するまでのきめ細かなフォローアップや支援策のマッチングなどが求められています。

キ 商業の振興

本市の商業は、従来の市街地商店街等小規模の事業所が多く、経営者の高齢化や後継者不足により、空き店舗が増加しています。また、2019年以降コロナ禍における商業への影響は大きく、各業種において消費やサービスの需要の減少が見られ、事業の継続に係る取組を行ってきたところで

す。コロナ禍を経た現在においても、持続可能な商業の実現に向け、空き店舗の利活用や地域に根差す事業者の事業の継続・拡大、高齢化による事業承継、人手不足、デジタル化、新たな起業・創業等の課題への取組が求められており、商工会議所等関係機関と連携し、事業継続や経営力強化を含めた事業者支援を行っていくことが重要です。

ク 観光の振興と交流及びレクリエーションの促進

本市の観光資源は、天然の良港と典型的なリアス海岸美を誇る錦浦湾、風光明媚な入江の横浪三里や太平洋が一望できる標高769.8mの蟠蛇森など多くの景勝地があります。また、^{おとなし}鳴無神社（国の重要文化財）や、推定樹齢が2千年を超えるといわれる大谷の^{くすのき}榊（国の天然記念物）、幕末に築造された「土佐藩砲台跡」（国の史跡）、さらには、野見湾に伝わる小正月行事の「野見の潮ばかり」（県の無形民俗文化財）や上分笹野の「木造大日如来坐像」（県の有形文化財）などがあります。

「食」では、須崎名物「鍋焼きラーメン」や期間限定の「メジカ」、須崎ブランドの鮮魚などが注目を集め、週末やイベント時には県内外から多くの観光客が訪れています。

近年の観光の形態は、団体での名所景勝地への観光から、個人やグループでの多様な志向の体験型観光に変化してきていることから、グリーンツーリズムやブルーツーリズムへの対応をより一層進める必要があり、体験型メニューの開発・充実に努めます。

また、海洋スポーツ大会やスポーツ合宿の誘致などにより、スポーツ振興やスポーツツーリズムを推進するとともに、誰もが楽しめる野外体験施設や新たに整備するスケートパーク等を活用し、交流人口の拡大に取り組む必要があります。

「休憩、情報発信・地域連携の機能を備えた、地域とともにつくる個性豊かなにぎわいの場」を基本コンセプトとしている道の駅については、地域の農水産物等の地場産品や地域の情報を広く発信する場となっており、観光や地域交流の拠点として重要な場所となっています。物価高騰下での経営や施設の老朽化の問題もありますが、引き続き観光者等の集客の拡大に向けて取り組んでいく必要があります。

また、「街と市民の視覚的・精神的シンボルとしての道」をコンセプトとして整備された川端シンボルロードは、その一部であるピオトープ及び遊歩道区域が、市民の憩いの場、休憩所として利用され、木曜市が開催されるなど、市民及び観光客に親しまれています。一方、竣工後30年超となり、施設の老朽化及び設備の故障、樹木の肥大化等による機能制限及び維持管理コストの増大に直面しており、利用者や周辺住民の利用環境に対する弊害が課題となっています。

また、市内一円に整備された都市公園においては古いもので設置から50年を経過しており、公園利用者の安全性を確保するため、改修・更新・撤去を検討するとともに、危険度の高い施設の速やかな撤去を進めつつ、既存ストックの長寿命化を図るため効果的かつ計画的な改修及び更新を行う必要があります。

(2) その対策

ア 農業の振興

- ・ 農業生産基盤の整備を進めながら農用地の高度利用と省力化を図り、農業経営の合理化と近代化を目指し、農業所得の向上に努めます。
- ・ 収量と品質向上対策を講じるとともに、環境制御技術の導入を推進します。
- ・ 環境負荷低減型の循環型社会づくりに向け、養液循環処理の利活用を推進します。
- ・ 安心安全な園芸産地の構築を目指して、燃料タンク流出防止対策等に取り組みます。
- ・ 新規就農者の受け入れ体制整備、認定農業者の確保、水田農業における担い手グループ、集落営農の推進など担い手確保に努め、主要産業としての基盤の底上げを図ります。
- ・ 遊休農地対策として担い手支援策の充実を図ります。
- ・ 農作物等に対する有害鳥獣からの被害を軽減するため、防除対策を推進します。
- ・ 安定的な農業生産活動が維持できるように、農業水利施設などの長寿命化対策や防災減災対策に取り組みます。

イ 林業の振興

- ・ 間伐と保育等の森林整備を積極的に実施します。
- ・ 木材資源の効率的な循環と利用を推進し、適正な森林管理を行うため森林組合との連携を強め、担い手の確保と育成に努めます。
- ・ 作業道の整備や搬出間伐を中心とした施業を推進します。
- ・ 間伐材と地域木材の有効的な利活用を推進します。
- ・ 「森の工場」の推進により、木材を安定的に供給する産地体制の確立を図ります。
- ・ 港からの地元産木材の海外輸出を視野に入れた取組に努めます。

ウ 水産業の振興

- ・ 新須崎魚市場を拠点に須崎の魚のブランド化や地産外商の推進と販路拡大につなげます。
- ・ 水産振興のための基盤整備を継続するとともに、漁港施設の耐震化と長寿命化を図ります。
- ・ 安全で安心できる新鮮な水産物の供給とブランド確立で販路拡大を図ります。
- ・ 多様なニーズに応える供給と加工体制の確立を図ります。
- ・ 資源保護と管理型漁業を推進するため、稚魚と稚貝の放流を行います。
- ・ 栽培漁業を推進します。
- ・ 沿岸漁場の環境改善を図ります。
- ・ 持続的な漁業生産を確保するため、新規就業者の育成に取り組み、就業者人口の維持と拡大に努め、主要産業としての基盤の底上げを図ります。
- ・ 市外の方のニーズに応える供給体制の確立や多様な流通経路の構築を図ります。

エ 地場産業の振興

- 農産物や水産物を活用し、6次産業化と新たな加工品開発に取り組みます。
- ふるさと納税を活用した地産外商を推進します。
- 県や他市町村と連携し、地域産業の活性化を図ります。

オ 企業誘致等の対策

- 誘致企業や地元企業に対し、立地促進奨励金の交付や固定資産税減免等の優遇措置を講じることにより企業誘致や産業振興に取り組みます。
- サテライトオフィス等（バックオフィス、コンタクトセンター、ITコンテンツ）の拠点を設ける事業者に対し、操業の確保と継続的な活動のために費用の一部を助成し、企業立地の促進、産業の発展、雇用の確保を図ります。
- 重要港湾須崎港の高度化や大型バースの建設、背後地開発など条件整備に努めます。

カ 起業の促進

- スタートアップコンテストの開催や人材育成事業の支援など起業のための環境整備に努めます。
- 空き家活用や地域おこし協力隊制度の活用など起業促進のための支援施策の充実を図ります。

キ 商業の振興

- すさき街角ギャラリーやすさきまちなか学舎、空き店舗を活用し、交流人口増加と地域経済の活性化を図ります。
- 商工会議所などの関係機関と連携し、事業継続の支援や経営力の強化をはじめ、事業者の高齢化を踏まえた承継、デジタル化推進など、事業者の安定的な経営及び成長を後押しする取組を進めます。
- ふるさと納税を活用した地産外商を推進します。

ク 観光の振興と交流及びレクリエーションの促進

- 観光資源、観光メニューの充実、磨き上げを図ります。
- グリーンツーリズムやブルーツーリズムへの対応をより一層進めていきます。
- 体験型メニューの開発・充実に努めます。
- 地域資源を活用した分散型宿泊施設や観光体験施設等の整備・活用を進め、滞在型観光の推進を図ります。
- 広域観光を推進します。
- 海洋スポーツ大会の充実と、キャンプ場や新たに整備するスケートパークなどの施設を活用し、交流人口の拡大に努めます。
- スポーツ合宿の誘致事業に取り組むために、対応可能な施設と設備の充実を図ります。
- 集いの場であり、憩いの場となる公園や緑地の整備を行います。
- 道の駅でのさらなる観光者や地元民の集客に向け、大規模改修及びリニューアルを計画し実施します。
- シンボルロードの市民の憩いの場及びレクリエーションフィールドとしての機能を保全するた

め、施設改修及び修景計画を策定し実施します。

- 公園利用者の安全性の確保及び改修・更新費用の平準化を念頭に、既存ストックの長寿命化を図るとともに、効果的かつ計画的な改修・更新を進めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(1) 基盤整備	農業	地域営農支援事業	村営 みのり	
			地域農業水利施設保全型事業	須崎市	
			農業水路等長寿命化・防災減災事業	須崎市	
			農地中間管理機構関連農地整備事業	高知県	
			基幹水利施設保全型事業	高知県	
			用排水施設整備事業	高知県	
			林業		
	水産業				
	(2) 漁港施設	水産物供給基盤機能保全事業	須崎市		
		海岸メンテナンス事業	須崎市		
		県工事負担金（宇佐漁港海岸高潮対策事業）	高知県		
	(3) 経営近代化施設	農業	こうち農業確立総合支援事業	農協	
			こうち強くしなやかな水田農業づくり支援事業	農協	
	(4) 地場産業の振興	加工施設			
	(5) 企業誘致				
	(6) 起業の促進				
	(7) 商業	その他			

	(8) 情報通信産業				
	(9) 観光又はレクリエーション	スポーツセンター等施設改修事業		須崎市	
		観光クラスター整備事業		須崎市	
		道の駅大規模改修事業		須崎市	
		シンボルロード維持管理事業		須崎市	
		公園施設長寿命化対策事業		須崎市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業				
		観光	スポーツセンター振興事業		須崎市
	(11) その他		国直轄港湾改修事業負担金（須崎港湾改修）		国
			県工事負担金（須崎港湾改修）		高知県

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
須崎市全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

(2) その対策と(3)計画のとおり、商工業、農林水産業、観光業に関する多様な取組により、企業の新たな事業の進出や事業拡大を促し、地域産業の活性化を図るとともに、県や周辺市町、商工会議所や観光協会との連携に努めるものとします。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備については、予算、費用対効果、経済波及効果などを考慮し、「須崎市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、新設及び改修・更新、管理運営を行います。

3 地域における情報化

情報化の基盤となる高速・大容量の情報通信施設を適切に維持管理していくとともに、市内の学校や事業所、家庭など地域における情報化を推進します。また、携帯電話の不感地域の解消を目指した取組を進めます。

(1) 現況と問題点

加率的に進む情報技術の発展により、ICT 技術の活用は暮らしに必要不可欠なものとなっており、その基盤である情報通信網の整備が求められてきました。

須崎市では、平成 21 年度（2009 年度）の情報通信基盤整備事業により、未整備地区の情報通信網を整備し、市内全域で地上デジタル放送や高速ブロードバンドの利用が可能となりました。

さらに、令和 2 年度（2020 年度）の高度無線環境整備推進事業により久通、浦ノ内地区へ未整備であった光ファイバー網を整備しており、令和 3 年度末には、市内全域に高速・大容量通信の前提となる光ファイバー網が構築され、情報化における地域間格差の解消が図られました。今後は、技術の進化に対する対応や施設の適切な維持管理が必要となります。

また、これまでも行政のデジタル化を進めてきましたが、地域の情報化を推進するためには、須崎市 DX 推進計画に沿って一層のデジタル化を進めるとともに、教育や産業など様々な分野における情報化に取り組む必要があります。

一方、通信手段の一つである携帯電話は、その普及率の高さにより主要な通信手段となっていますが、市内に不感地域が一部あることから、その解消に向けた取組が課題となっています。

(2) その対策

- ・ 地域における情報化の充実のため、高速・大容量の情報通信施設の整備及び適切な維持管理を行います。
- ・ 須崎市 DX 推進計画に沿ったデジタル化を推進します。
- ・ 教育や産業、健康など様々な分野における情報化を推進します。
- ・ 携帯電話の不感地域の解消に向けた取組を進めます。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	有線テレビジョン放送施設	ケーブルテレビ光化等整備事業	須崎市	
	ブロードバンド施設			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備については、予算、費用対効果、経済波及効果などを考慮し、「須崎市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、新設及び改修・更新、管理運営を行います。

4 交通施設の整備、交通手段の確保

市内の公共交通については、効率的な運行と利便性の向上を図り、持続可能な公共交通網の維持・確保を目指します。

県都高知市や県西部、愛媛県方面への陸路によるアクセスについては、幹線道路の整備も進み、高速道路のIC（ハーフIC含む）も3か所設置されるなど、高幡圏域における交通の要衝となっています。こうした地理的条件を活かして、人・物・情報の流通及び交流の拡大を図ります。

本市が持続的に発展していくための産業や観光の振興、地域活性化には、地域間を結ぶ主要な幹線道路の改良と整備が必要不可欠であり、引き続き国と県に要望を行っていきます。

特に市道については、幅員が狭く、舗装が十分でない道路が存在し、また、橋りょうをはじめとする道路構造物の老朽化も進んでいることから、改良や舗装、修繕を計画的に実施するとともに、道路と構造物の適正な維持管理のための体制確立に努めます。さらに、住民生活関連や産業振興などに必要な道路整備に取り組んでいきます。

農道整備は、生産性の向上と機械化による省力化や効率化等、近代経営を進める上で必要な事業であり、安全性と荷傷み防止等の観点からも基幹農道の計画的整備に努めます。

また、林道については、市の面積の約75%を占める山林の経済的機能と国土保全、水源かん養等公益的機能の観点から作業道も含め整備に努めます。

(1) 現況と問題点

ア 交通体系の整備

本市の公共交通のうち、鉄道については、JR土讃線が本市の中央部を北から南下し、須崎湾沿いに幡多方面に通じています。市内には6つの駅があり、通勤、通学を主とした利用者の交通手段として重要な役割を担っています。

バス路線については、民間事業者の路線バスが、市街地中心部から、中土佐町、梶原町、土佐市へ向かう3路線を運行しています。市が運行するバス路線としては、市営バスが南地区と市街地を結び路線を運行するほか、住民利用型のスクールバスが市の東部に位置する浦ノ内地区（浦ノ内湾北岸）と市街地を結び路線を運行しています。

その他、浦ノ内地区では、入江の浦ノ内湾の南岸と北岸を結ぶ航路で市営巡航船を運航しています。

また、令和2年（2020年）3月から、公共交通機関を利用することが困難な住民の交通利便性を図るため、多ノ郷北部地域において、民間タクシー事業者が予約型乗合タクシーを運行しています。

市営バス、巡航船及び路線バスは、国と県の補助金による支援を受けており、生活交通路線としての維持と確保が大きな課題となる一方で、公共交通機関から離れた中山間地域においては、市街地にある病院への通院や買い物に行くことが困難な高齢者等の住民も多く、移動手段の確保が喫緊の課題となっています。

公共交通の運行状況（JR土讃線除く）

区分	路線等	便数
路線バス	土佐市（高岡）～須崎営業所	7便/日（毎日）
	須崎営業所～梶原	7便/日（毎日）
	須崎営業所～矢井賀	5便/日（毎日）
市営バス	中ノ島～文化会館	7便/日（毎日）
住民利用型スクールバス	埋立～須崎駅	5便/日（平日）
予約型乗合タクシー	田ノ地コース（月・木）	各コース2便/日
	西生コース（火・金）	
	堂ヶ奈路コース（水・土）	
市営巡航船	埋立～坂内	3便/日（月～土） 祝日運休

※令和7年（2025年）4月1日現在

イ 都道府県道及び市町村道の整備

本市は、高幡圏域陸海交通の入り口であり、国道や主要県道と高速道路が結節する交通の要衝で、高速道路の延伸により、人、物、文化の交流が増えてきました。

その一方で、古くから形成されてきた市街地の住民生活に密接に関連する市道では、幅員が狭く、舗装が十分でない道路が存在します。また、橋りょうをはじめとする道路構造物の老朽化も進んでいますが、維持管理に十分な対応ができていない状況が続いています。

ウ 農道及び林道の整備

農道整備は農業の基盤向上に資するもので、生産性の向上と機械化による省力化や効率化等、近代経営を進める上で不可欠であり、安全性と荷傷み防止の観点から基幹農道の改良を進める必要があります。

また、林道整備については、近年、木材価格の低迷等により、林業生産活動が停滞し、山林の荒廃が進行していますが、市の面積の約75%を占める山林の経済的機能と国土保全、水源かん養等公益的機能の観点から欠かすことはできません。

（2）その対策

ア 交通体系の整備

- ・ 「須崎市地域公共交通計画」に基づき、公共交通の効率的な運行や利便性の向上を図るほか、住民や来訪者の移動手段の維持・確保に努めます。

イ 都道府県道及び市町村道の整備

- ・ 国道と県道の改良や整備促進を国や県に要望していきます。
- ・ 市道整備は、生活関連や産業振興などの必要な道路整備について、優先順位をつけながら取り組んでいきます。

- ・ 舗装や橋りょう点検後の長寿命化計画の策定により、計画的な修繕と整備を行うなど、道路と構造物の適正管理に努めます。
- ・ ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設について改修や整備を進めます。

ウ 農道及び林道の整備

- ・ 農道や橋りょう、トンネルなどの施設と構造物の適正管理に努めます。
- ・ 林道や作業道整備を推進し、森林の有する多面的・公的機能が発揮できる整備と保全に対する取組を支援するとともに、農業と林業の生産性向上に寄与する計画的な整備に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	市単道路整備事業	須崎市	
		社会資本整備総合交付金事業（市道）	須崎市	
		須崎総合高校新設道路建設事業	須崎市	
	橋りょう	道路メンテナンス事業	須崎市	
		市単道路整備事業	須崎市	
	その他	交通安全施設整備事業	須崎市	
	(2) 農道	農道整備事業	須崎市	
	(6) 自動車等			
	自動車	車両等整備事業	須崎市	
	(7) 渡船施設			
	渡船	巡航船環境改善事業	須崎市	
係留施設				

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備については、予算、費用対効果、経済波及効果などを考慮し、「須崎市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、新設及び改修・更新、管理運営を行います。

5 生活環境の整備

生活を営む上で必要不可欠な水道や下水道等の施設改善をはじめ、「ごみ」や「生活排水」の処理と消防・防災対策に重点を置き、様々な施策を展開し、安心・安全・快適な生活環境の提供に努めます。

また、生活環境向上のための施設整備にあたっては、次世代に引き継ぐべき豊かな自然環境の保全にも十分配慮し、過疎地域ならではの自然と施設などが調和した住み心地の良いまちづくりを目指します。

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

本市の上水道は、主たる水源を新荘川の伏流水に求め、城山配水池並びに西町配水池を經由し、需要先に供給すると共に「中継ポンプ場～配水池」の組み合わせで遠隔地をカバーしており、水質に恵まれていることから、ほとんどの取水所で浄水場を持たず滅菌処理のみで供給ができていますが、今後は、クリプトスポリジウム対策事業の実施も必要となっています。また、令和8年度から PFAS 対策として水質検査を実施していく予定です。

令和6年度（2024年度）末における給水人口は17,237人で、行政区域内の普及率は地勢的要因などもあって91.0%となっており、有収率は耐用年数を超える老朽管が残存することから90.4%に留まっています。

人口減少に伴う水需要の低迷で給水収益が減少しているなか、水道施設の多くが老朽化していくことから、これら施設の更新の財政負担や、今後発生が予想される南海トラフ地震に備え、耐震化対策に取り組むことが課題となっています。

また、水道施設が普及していない中山間地域においては、飲料水等の生活用水を確保するため、簡易水道等の要件を満たさない小規模な飲料水供給施設及び関連施設等を自主的に整備している集落が多数存在します。それらの施設についても市の水道施設と同様に老朽化が進んでおり、集落を維持するために更新費用の負担が課題となっています。

イ 下水道施設

本市は度々、台風や集中豪雨等による浸水被害に見舞われていたことから、昭和51年（1976年）に公共下水道事業へ着手し、浸水対策を優先するため、雨水管きょや雨水ポンプ場の整備を進め、平成16年度（2004年度）に主要な雨水管きょが完成しました。

汚水対策である公共下水道は、平成7年度（1995年度）に一部地区（大間処理区）で完成し供用を開始しましたが、その後の経済状況等により、処理区域の拡大には至っておらず、令和6年度（2024年度）末の下水道普及率は8.5%（漁業集落排水処理事業0.8%を含む）、供用区域内での水洗化率は83.2%（漁業集落排水処理事業96.8%を含む）となっています。

下水道施設については、ポンプ場の耐震補強を一部完了させましたが、雨水ポンプ場や管きょ等の老朽化が進んでいることから、適正な維持管理を行うとともに、長寿命化を図るためストックマネジメント計画による改築と更新が必要となっています。

下水道の終末処理場は、供用開始から 30 年が経過し、各設備の更新の時期を迎えていたことから、維持管理費を削減するため水処理施設のダウンサイジングを実施し、さらなる経費削減と下水道事業の経営健全化を図るため、施設の運営維持管理に公共施設等運営事業（コンセッション事業）を導入し、令和 2 年（2020 年）4 月から民間事業者（SPC）による運営管理をスタートさせました。

また、終末処理場内の地震対策として主要施設の耐震補強は完了し、現在は津波対策に関し費用対効果を含め検討を進めているところです。

さらに、管きょについては、今後発生が予想される南海トラフ地震に備え、耐震化対策に取り組むことが課題となっています。

このような厳しい経営環境にある中、人口減少による収益の減少や施設の更新による財政負担を軽減するための取組が必要となっています。

下水道施設（ポンプ場）

施設名	排水区面積（ha）	時間排水処理量（m ³ /h）
浜町ポンプ場	3	1,190
須崎西部ポンプ場	25	17,820
須崎ポンプ場	25	16,380
大間ポンプ場	27	14,700
終末処理場ポンプ場	114	37,200

※令和 7 年（2025 年）4 月 1 日現在

ウ ごみ処理

本市のごみ処理については、ごみ固形燃料化施設での可燃ごみの再資源化と、不燃ごみの中間処理施設での減容化と資源回収に取り組んでいます。須崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画のもと、ごみの減量化と分別の推進に取り組むことで、さらなるリサイクル率の向上に努めなければなりません。

また、令和 7 年度末にリサイクルプラザの基幹的設備改良工事の完成を予定しており、処理能力の向上が見込まれますが、埋立処分場を含めクリーンセンター横浪全体の延命化が喫緊の課題となっています。施設の効率的な運用と合わせて延命化を図るため、計画的な設備および車両の更新や改修等が課題です。

ごみ処理量

令和 2 年度 （2020 年度）	令和 3 年度 （2021 年度）	令和 4 年度 （2022 年度）	令和 5 年度 （2023 年度）	令和 6 年度 （2024 年度）
6,444.61 t	6,809.71 t	6,590.36 t	6,422.83 t	6,025.48 t

エ 生活排水処理

生活排水については、公共用水域の水質汚濁防止と生活環境保全のため、公共下水道や集落排水処理施設で処理を行うほか、合併処理浄化槽の普及を進めています。また、汲み取り式トイレのし尿は、

中間貯留施設へ一時的に保管し、処理しています。

特に、近年では合併処理浄化槽による処理が主体となっていますが、台所や風呂などの生活排水が処理されない単独処理浄化槽の解消に向けて、令和6年度（2024年度）より新莊川流域および浦ノ内地域を対象に「水域環境創造プロジェクト事業補助金」を創設し、合併処理浄化槽のさらなる普及促進に取り組んでいます。

オ 火葬場

火葬場については、平成12年（2000年）に供用開始された「須崎斎場」があり、令和8年4月からは本市、津野町及び土佐市で組織する「須崎斎場運営一部事務組合」が管理運営を行う予定です。これまでも維持補修を行いながら施設の延命化に努めてきましたが、今後も経年劣化に伴う大規模改修を予定しており、人生最後の儀式的場にふさわしい施設として、適切な整備と機器類の補修が必要です。

カ 消防及び防災

消防・防災体制については、昭和46年（1971年）に、平成の市町村合併前の9市町村で高幡消防組合を設立し、常備消防の体制強化が図られましたが、近年は自然災害が多様化しており、市域での災害時の迅速な消防と防災活動を行っていくためには、常備消防の強化はもとより、消防水利と消防装備の更新、機能拡充や消防団員の確保や消防団活動の活性化が必要となっています。

特に、南海トラフ地震に対する備えとしては、避難路や避難場所等の整備、住宅の耐震化や家具の固定、ブロック塀の安全確保を進めるとともに自主防災組織の育成が急務であり、行政と市民が一体となった防災体制の確立を図る必要があります。さらに、避難所の生活環境や備蓄物資の整備と管理、仮設住宅の建設用地の確保に取り組む必要があります。また、避難行動要支援者対策についても、具体的な取組が求められています。

キ 公営住宅及び住宅環境

本市が管理している公営住宅は、33団地779戸あります。公営住宅に対する需要は今後も見込まれ、低廉な家賃で高齢者、障がいのある方、子育て世帯等の困窮度に配慮した居住環境を提供していく必要があります。現在、日常的な補修や退去時の大規模補修などで、住宅の維持管理に努めていますが、今後においては、長寿命化を図るため計画的な修繕整備を行い、住宅を確保していくことが重要です。

住宅環境については、狭あいな道路や住宅が密集している地区等があり、防災の観点に配慮しつつ、快適で魅力あるまちづくりが必要です。

市営住宅

区分	団地数	戸数
市営住宅	6	183
改良住宅	26	516
地域優良賃貸住宅	1	80
計	33	779

※令和7年（2025年）4月1日現在

(2) その対策

ア 水道施設

- ・ 人口減による給水収益の減少が見込まれるなか、「須崎市水道事業経営戦略」を基に、健全な財政運営に努めるとともに、計画的な老朽化と耐震化への取組を実施していきます。
- ・ 集落が自主的に整備した飲料水供給施設等の老朽化対策については、高知県の生活用水確保支援事業を活用し、更新を推進していきます。

イ 下水道施設

- ・ 老朽化が進んでいる雨水ポンプ場は、ストックマネジメント計画に沿って、優先度を考慮し施設の改築や更新を進めます。
- ・ 終末処理場は、ストックマネジメント計画による電気設備の改築と更新を進め、併せて令和2年4月に事業を開始した須崎市公共下水道施設等運営事業により、民間事業者と共に下水道事業の経営改善に取り組みます。
- ・ 管きよの老朽化が進むことから、適正な維持管理を行うとともに、長寿命化を図るために計画的な修繕や更新、耐震化を進めます。
- ・ 人口減による排水収益の減少が見込まれるなか、「須崎市下水道事業経営戦略」を基に、将来にわたる安定的なサービス提供を目指すとともに、令和6年度には公営企業会計を適用したことから、さらなる経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。

ウ ごみ処理

- ・ ごみ処理の循環型社会システムの構築にあたっては、市民、事業者、行政が一体となって、ごみの減量化と排出抑制、再資源化を含めたごみの発生から収集、運搬、中間処理、最終処分にいたる総合的な施策を展開します。
- ・ 円滑なごみ処理の推進には、ごみに対する意識の向上が重要であり、そのための取組を行います。
- ・ 生活系ごみと事業系ごみについては、広報と啓発活動などにより減量化と排出抑制を推進します。
- ・ 現状の分別区分の徹底を図るとともに、将来における分別区分の細分化に適應するよう、収集と運搬についても検討を行います。
- ・ ごみ処理の各施設の適正な管理と運営、また、計画的な設備の更新と大幅な改修などにより施設の長寿命化を図るとともに、施設としての課題や作業環境の改善に向け取り組みます。

- ・ 現有の埋立処分場においては、引き続き周辺環境への影響調査を行い公害防止に努めます。また、分別の徹底と中間処理における再資源化率の向上などにより延命化を図ります。

エ 生活排水処理

- ・ 公共下水道と集落排水処理施設の整備計画区域以外の区域における生活排水処理対策として、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ・ し尿等の広域処理施設における適正処理を維持しつつ、循環型社会のさらなる推進を目指します。
- ・ し尿中間槽の適切な維持管理に努めます。

オ 火葬場

- ・ 須崎斎場については、計画的な設備の更新と大幅な改修を行うことで、老朽化した施設の延命化を図ります。また、大規模災害時においては、高知県広域火葬計画に基づく手続きを滞りなく実施できるよう、体制の整備を行います。

カ 消防及び防災

- ・ 高規格救急車の配備と耐震性貯水槽の設置により、消防・防災機能の充実強化を図ります。
- ・ 災害時における防災拠点施設整備の充実を図ります。
- ・ 木造住宅の耐震化に取り組みます。
- ・ 家具の転倒防止対策に取り組みます。
- ・ 災害時の避難所運営等に必要な備蓄品の計画的な整備を図ります。
- ・ 防災意識の普及と啓発活動に取り組みます。
- ・ 地域の自主防災組織を育成し、地域防災力の向上に努めます。
- ・ 避難行動要支援者対策に取り組みます。
- ・ 気象情報や災害関連情報などの情報伝達の迅速化と充実を図ります。

キ 公営住宅及び住宅環境

- ・ 日常的な補修や退去時の大規模補修を含め、計画的な修繕整備による住宅の維持管理に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	簡易水道	旧簡易水道事業（単独）	須崎市	
		旧簡易水道事業（補助）	須崎市	
	その他	生活用水確保事業	団体・集落	

	(2) 下水処理施設			
	公共下水道整備	下水道施設整備事業（単独）	須崎市	
		下水道施設整備事業（補助）	須崎市	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	クリーンセンター横浪施設整備事業	須崎市	
		し尿処理施設	し尿処理施設改良事業	高幡東部 清掃組合
	(4) 火葬場	須崎斎場大規模改修事業	須崎斎場運営 一部事務組合	
	(5) 消防施設	高規格救急車購入事業	高幡消防 組合	
		耐震性貯水槽整備事業	高幡消防 組合	
	(6) 公営住宅			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備については、予算、費用対効果、経済波及効果などを考慮し、「須崎市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、新設及び改修・更新、管理運営を行います。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

安心して妊娠、出産ができる支援を継続実施するとともに、子どもが健やかに成長できるように母子保健の充実を図ります。また、少子化や核家族化が進み、子育て支援の必要性が高まるなか、保護者の生活実態に柔軟に対応できる多様な子育てサービスの提供と環境整備を図るとともに、経済的な負担を軽減するための政策を継続します。

高齢者が地域につながり、人とつながり、安心して生き生きと暮らすことのできる「健康で活力に満ちた生きがいのあるまち」「安心して暮らせるサービスの充実したまち」「ふれあい、支えあいの福祉のまち」を目指します。

また、社会環境の変化とともに障がい児・者が抱える課題が複雑化する現状において、多様なニーズに対応できる相談支援の体制を強化し、障がいがあっても住み慣れた地域で安心して生活できるように、さらなるサービスの充実を目指します。

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

ひとり親福祉対策としては、生活基盤の安定を図るための児童扶養手当やひとり親医療費助成などの経済的支援はもとより、ひとり親家庭自立支援事業などの雇用問題を含めた総合的な支援策の充実が課題です。

児童福祉対策としては、市内保育園は、統合計画に基づき効率的な運営に向けた統廃合を進め、現在市内に7園となっています。すべての園で定員割れの状況ですが、適切な利用定員管理による安定した運営の指導を行っています。平成29年度（2017年度）から第2子以降の保育料の全額免除を実施したことにより、保育所への低年齢児の入所希望が増加傾向にあります。併せて、核家族化や保護者等の働き方の多様化も進み、低年齢児保育のニーズが高まっています。今後も、子どもたちの育ちを保障していくためにも、より良い環境で保育所運営を行い、人材の確保と継続した施設の管理・整備を行う必要があります。

放課後の健全育成については、子ども・子育て支援事業計画に基づき、指導者の確保と育成に努めるとともに、実態や課題を踏まえ、地域と連携して子どもの居場所の確保・充実や地域資源の活用・開発に取り組むことが求められています。

また、児童を取り巻く大きな問題として児童虐待や非行などがあり、家庭児童相談室の充実と強化に取り組み、児童相談所や関係機関と連携し、児童が安心して健全に育つことができる環境を整備する必要があります。

保育園（利用定員）

公立 保育所	2園	園名	吾桑 保育園	安和 保育園			
		定員	60	30			
民間 保育所	5園	園名	上分 保育園	須崎 保育園	大間 保育園	おひさま 保育園	浦ノ内 保育園
		定員	45	80	50	190	50

※令和7年（2025年）4月1日現在

イ 高齢者福祉

本市の状況は、令和7年（2025年）3月末現在において、高齢化率が42.3%、およそ2.4人に1人が高齢者となっており、そのうち75歳以上の後期高齢者の占める割合は25.5%です。

また、高齢化の進展とともに認知症高齢者の一層の増加が見込まれており、令和4年（2022年）の厚生労働省の推計によると、MCI（軽度認知障害）を含めた認知機能の低下が65歳以上の高齢者のうち、3人に1人の割合で推計されています。

全ての高齢者が、多年にわたり社会に貢献してきた人、豊富な知識と経験を有する人として敬愛されるとともに、地域社会の中で自立し、その一員として充実した生活を送ることができるよう、必要な支援と条件整備を進めていく必要があります。

高齢者福祉施設

施設種別	施設数
特別養護老人ホーム	1
軽費老人ホーム（ケアハウス）	1
有料老人ホーム	5
認知症高齢者グループホーム	5
介護老人保健施設	1
デイサービス	15

※令和7年（2025年）4月1日現在

ウ 健康・保健

生活習慣病対策は全国的な課題ですが、本市でも、がん、脳血管疾患、心臓病が死因の上位を占めていることから、日々の健康な生活の重要性がうかがえます。

生活習慣病対策には、子どものときから正しい生活習慣を身につける必要があります。本市では、幼少期の生活習慣は、成人期の健康状態に大きく影響することに着目し、「食事」「運動」「睡眠」の生活リズムや、メディアからの情報だけでなく、体験を積むことや人と話すことの大事さの啓発を重視し、健やかな心身の育みにつなげていきます。

成人に対する生活習慣病対策としては、疾病の早期発見と予防のため特定健診やがん検診を実施し、受診者への保健指導や健康教育等を実施しています。健診は自らの身体の状態を知り、生活習慣を見直す重要な機会であり、より早期から生活習慣の改善に取り組めるよう、30代の市民も健診の対象とし、受診を勧めています。近年、受診率は横ばい状態であり、その向上を目指し、今後も医療機関や健康づくり推進協議会と連携し、住民の意識の向上と健診を受けやすい環境づくりへの取組を継続します。

また、本市では、特定健診の問診項目において、健康に悪い影響を与える項目のうち、「1回30分以上の運動習慣がなし」「飲酒頻度（毎日）」の割合が全国、県平均よりも高く、対策が求められて

います。

エ 障害者福祉

障がいのある人が、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送れるよう、適切な障害者福祉サービスの提供が求められています。

市内での福祉サービスは、一定水準での提供を行える状況ですが、障害福祉サービスの技術向上により、サービス体制の充実を図るとともに、日常生活用具の補助制度の拡大や障がい児の療育支援を目的とする児童発達支援センターの設置、障がい者を支えるボランティアの養成などにより地域生活支援策を推進する必要があります。また、障がいに対する正しい知識の啓発と教育に努め、障がいのある人への理解促進を図るとともに、障害福祉への多様な要望に対応し、サービスを提供していく必要があります。

障害者福祉施設

- ・就労支援センター「らいふ」（就労継続支援B型事業所）
- ・共同作業所「ゆら・ら」（就労継続支援B型事業所）
- ・社会就労センター「山ももの家」（就労継続支援B型・生活介護）
- ・多機能型事業所 STEP ONE（就労継続支援B型・生活介護）
- ・グループホーム「くすのき」
- ・グループホーム「まあぶる」
- ・グループホーム「リッシュ」

※令和7年（2025年）4月1日現在

（2）その対策

ア 子育て環境の確保

- ・児童扶養手当やひとり親医療費助成、母子・父子貸付など、ひとり親福祉に関する各種制度の周知を行います。
- ・ひとり親家庭等が安定した生活を送れるよう、自立や就労を支援し、きめ細やかな相談に応じることができる窓口の確保と、子育てしやすい環境整備に向けた体制強化を推進します。
- ・「子ども・子育て支援事業計画」に基づき事業を推進します。
- ・保育園施設の改修を行い、安全で快適な環境の充実を図ります。
- ・保育サービスの充実や地域と小学校の連携という視点に立って、お互いが触れ合える場所づくりを推進します。
- ・教育と保育の無償化に併せ、市単独で行う「子育て支援金」や「多子世帯の保育料減免」、「医療費助成の拡充」を継続して取り組みます。
- ・より質の高い保育と教育の推進のために、必要な研修と交流に取り組みます。
- ・放課後児童健全育成事業を推進するため、指導者の確保と育成に取り組みます。
- ・実態・課題の把握を踏まえ、地域と連携し、子どもの居場所の確保・充実に取り組みます。

イ 高齢者福祉

- 老人クラブ活動への支援や学習活動、社会参加活動の機会を創り、高齢者の生きがいづくりを推進します。
- シルバー人材センターの機能強化を図り、高年齢者の雇用を進め、就業機会を確保します。
- 介護保険の適正実施を推進します。
- 社会福祉協議会や社会福祉法人、医療機関、地域福祉団体等との連携強化を図り、高齢者の集いの場の確保や百歳体操を行うなどの、高齢者福祉を推進します。
- 認知症（若年性認知症を含む）の方やその家族の方への支援の取組を進め、認知症施策を推進します。
- 在宅医療と介護連携の推進を図り、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生き生きと暮らすことのできる基盤整備を推進します。
- 子どもから高齢者や障がいのある方まで、全ての人がふれあえる小規模多機能支援拠点「あったかふれあいセンター」の活動を推進します。
- 地域ケア会議の取組を進め、ケアマネジメントの質の向上を図ることで、高齢者がより長く在宅で生活できるよう課題分析等を積み重ね、その課題解決に必要な地域資源の整備や地域づくりへつなげます。
- 地域づくりの中に高齢者施策を位置づけ、そのための推進体制や条件整備を図り、誰もが安心して生き生きと暮らすことのできる須崎のまちづくりに取り組みます。

ウ 健康・保健

- 市民一人ひとりが健康意識を高め、日々の生活の中で自然と健康づくりに取り組み、それを支援するための環境整備を推進していきます。
- 子どもの頃からの生活習慣が、生涯において重要なことをふまえ、各世代での課題を整理し、子ども、成人、高齢期にあわせた健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指した取組を実施します。
- 健康生活の基礎をつくるため、幼少期から生活リズムの確立、メディアとの上手な付き合い方、食生活、予防的な保健活動を推進します。ふれあい体験や健康教育で、命の大切さや困ったときの相談する力の大切さを啓発していきます。
- 成人期の特定健診、がん検診、地域の健康に関する活動を支援し、受診率の向上に努めるとともに生活習慣病の予防や疾病の早期発見と早期治療につなげ、住民の健康づくりへの意識の向上に努めます。
- 住民が自分の生活習慣や健診結果を改善できるように健診後結果報告会や健康教育を行います。
- 住民自らが健康づくりに取り組む団体である健康づくり推進協議会において、健康井戸端会議の開催や食生活、健診、運動、睡眠などを通じて組織活動を積極的に推進します。
- 予防可能な感染症について、社会全体へのまん延を予防し、個人の健康管理に役立てるためにも各種予防接種を推進します。

エ 障害者福祉

- 須崎市の各種障害者福祉に関する計画に基づく事業を推進します。
- 地域での相談（民生委員等）や専門的な相談など、総合的な相談体制の充実を図り、相談事業を通じた支援体制の充実に取り組みます。

- ・ 障がいのある人が、その適正や能力に応じた就労や福祉的就労ができるようサービスの充実に取り組めます。
- ・ 障がいの有無に関わらず、地域で共に支えあう共生社会を実現するため、障がいに対する理解の促進に取り組めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設			
	保育所	保育施設改修事業	須崎市 保育協会	
	(3) 高齢者福祉施設			
	老人ホーム			
	その他			
	(5) 障害者福祉施設			
	地域活動支援センター	地域活動支援センター改修事業	須崎市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
健康づくり	子育て医療応援事業	須崎市		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備については、予算、費用対効果、経済波及効果などを考慮し、「須崎市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、新設及び改修・更新、管理運営を行います。

7 医療の確保

高幡圏域における医療の中心地として、医療施設の維持や人材確保を図るとともに、休日・夜間の救急医療体制を維持し、安心して暮らせる医療サービスを提供できるよう努めます。

(1) 現況と問題点

医療施設は、人口減少や医師の高齢化、都市部の高度医療を求める患者の増加等に伴い、ピーク時からは医療施設数、病床数とも減少傾向にあります。

市内の医療施設は、近隣町村からの受診者も多く、高幡圏域における医療の中心地としてその役割を担っているため、今後も維持していく必要があります。

これら医療施設における診療科目は、多岐にわたっており、患者や受診者のニーズを一定充足する機能を備えていますが、救急医療を含む一般的な入院治療が完結する「2次医療サービス」が提供できる病院は限られており、生命にかかわる重篤な患者に高度な医療を提供する「3次医療サービス」の提供となると高知市を中心とした医療施設への搬送が必要となっています。

休日・夜間の救急医療体制については、医療施設の協力を得て、圏域市町で連携した輪番制・当番制事業の実施により体制を確保しています。

過疎地域においても、妊娠、出産に始まり子どもから高齢者まで、安心して暮らしていくための総合的な医療の確保は重要な課題であり、医療内容の充実と、受診しやすい体制整備に取り組む必要があります。

医療施設数

病院	診療所	歯科診療所
4（内小児科1）	7（内小児科1）	8

※令和7年（2025年）4月1日現在

(2) その対策

- 医療施設の維持や人材確保に向けて、関係機関との連携を強化します。
- 圏域市町による輪番制・当番制事業を継続実施し、休日と夜間の救急医療体制の確保を図ります。
- 小児医療の維持に努めます。
- オンライン診療の導入により、遠隔地の診療機会の確保や医師不足に対応できる診療体制の検討をしていきます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	診療所			
	その他			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備については、予算、費用対効果、経済波及効果などを考慮し、「須崎市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、新設及び改修・更新、管理運営を行います。

8 教育の振興

学校教育においては、須崎市教育振興基本計画の基本理念のもと、人・もの・自然に優しい人づくりを目指すために、学校・家庭・地域社会の連携による教育環境の整備を進めます。また、これからの国際化や情報化社会に対応できる外国語教育や ICT 教育に取り組むとともに、環境教育や地域と連携した防災教育への取組もさらに推進します。

生涯学習においては、市民一人ひとりが心豊かに、地域で生きがいをもって暮らせるよう、社会の変化や住民ニーズに合った課題（生活課題や地域課題など）についての学習機会を積極的に提供できるよう努め、生涯学習の振興を図ります。また、人権教育、生涯スポーツ、文化活動、青少年の健全育成、読書活動、家庭教育を推進するため、様々な施策を展開し教育振興を図ります。

(1) 現況と問題点

ア 幼児教育

現在、市内の保育所では保育所保育指針に基づいた幼児教育が、日常生活の保育のなかで実践されています。幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を意識した取組を進めています。

また、須崎市教育変革ビジョン「Make "IT" Fun」に基づき、小学校での学びへと円滑に接続するための連携・協働にも力を入れており、カリキュラムの意図や活動内容の共有、体験などを通じ、保幼小の連携体制を整えています。

今後は、こうした取組を地域全体にも広げ、地域の人材や行事等との関わりを通じて、多様な学びを創出する体制づくりが必要です。

イ 学校教育

小学校の児童数は、昭和 30 年（1955 年）の 4,820 人をピークとして、昭和 60 年（1985 年）には 2,793 人、そして令和 7 年（2025 年）には 637 人と減少しています。中学校の生徒数も同様の状況であり、今後も少子化の傾向が続くと予想されています。

本市の教育行政方針では「たくましく、心豊かな人づくり～人・もの・自然にやさしい人づくり～」を教育大綱と定めており、創造性豊かで、たくましい「生きる力」を持つ人材育成を進めるために、学校、家庭、地域社会や行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携、協力して地域全体での教育力向上を図っていくことが極めて重要です。そのためには保・小・中の連携やキャリア教育の推進、家庭学習の定着、学力の向上、豊かな心の育成などに取り組んでいくことが必要です。

学習面では、全国学力・学習状況調査等の結果で改善が進むなど、これまでの取組の成果が見られますが、学習習慣の確立、学習意欲の向上と学んだことを活用する力の育成は、引き続き重要な課題です。また、これからの国際化に即応するため、ALT を活用しながら保・小・中と系統的な英語教育や異文化に触れる等の取組を開始するとともに、情報化社会に対応できるよう一人 1 台のタブレットや ICT 環境の整備を活用した個別最適化の授業を行うなど、児童生徒の学力向上や生きる力の育成が必要です。

一方、児童生徒の不登校問題については、専門機関との連携による対策、Q-Uアンケートの分析、教育支援や教育相談といった取組を実施していますが、様々な課題を抱える児童生徒は増加傾向にあります。また、特別な教育支援を必要とする児童生徒も増加傾向にあることから、よりきめ細や

かな教育支援が必要です。

このように、子どもを取り巻く環境は変化していますが、人権教育や道徳教育をはじめ、基本的な生活習慣や健康の大切さを児童生徒が主体的に考えられる取組は継続していく必要があります。

その他にも、地球温暖化防止や豊かな自然環境を良好な状態で後世に引き継ぐための環境教育の充実と実践、地域と一体となった防災教育も、継続して取り組むべき課題です。

また、少子化が進む中、複式学級は年々増加しており、令和2年（2020年）8月に策定した小中学校統合計画を推進するとともに、老朽化が進む学校施設の整備や廃校後の施設の利活用についても協議・検討を進めなければなりません。

市内小中学校

小学校 (8校)	浦ノ内 小学校	吾 桑 小学校	多ノ郷 小学校	南 小学校	須 崎 小学校	新 莊 小学校	安 和 小学校	上 分 小学校
中学校 (2校)	朝ヶ丘中学校 須崎中学校							

その他

私立中・高等学校	明德義塾中学校	明德義塾高等学校
高等学校	県立須崎総合高等学校	

※令和7年（2025年）4月1日現在

※中学校については、令和8年（2026年）4月1日予定

ウ 生涯学習

少子高齢化や刻々と変化する社会情勢を背景に生活様式も多様化しており、生涯を通じて真の豊かさが実感できる生活を送るために、生涯学習の重要性は年々増えています。

いつまでも住民が生き生きと暮らし、生涯を通じて主体的に学習できる機会を提供するとともに、住民が自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら課題解決につなげていくために、住民自治の確立に向けた地域自主組織の結成を住民とともに取り組んでいく必要があります。

地域コミュニティの拠点と災害時の避難所としての役割が大きい公民館や、人権教育の推進の場である人権交流センターなどについては、老朽化により機能が著しく低下している施設もあり、必要に応じた改修が必要です。

エ 生涯スポーツ

生涯を心身ともに健康で過ごすために、各世代のニーズに応じたスポーツ活動は欠かせません。本市においても、健康増進や交流、親睦を目的として市民体育祭、ロードレース大会、ドラゴンカヌー大会などの市民参加のスポーツ活動を実施してきました。平成26年度（2014年度）からはオープンウォータースイミング大会を開催するなど、全国レベルの大会も開催しています。

また、新たに整備するスケートパークやNPO法人すさきスポーツクラブを中核として、子どもから高齢者まで気軽に運動が楽しめる環境づくりに取り組んでいます。

一方、近年、児童生徒の基礎体力や運動能力が低下し、各校でその対策に取り組んでいます。また、

成人では仕事や職業生活に強い不安や悩み、ストレスを抱えるなど心身両面の健康の問題が顕在化し、高齢者では「健康づくり・居場所づくり」対策が課題となっていることから、地域社会の状況に応じた生涯スポーツをさらに推進するための組織や拠点づくりに取り組む必要があります。

(2) その対策

ア 幼児教育

- ・ 地域の自然や文化など、身近な資源を活用した体験的な学びを重視し、地域と連携した幼児期の発達に合わせた教育の推進を図ります。
- ・ 親育ち支援に取り組むことで、保護者と学校・保育所が一体となって子どもに関心の持てる地域づくりを目指します。
- ・ 学校や地域と連携し、就学後の学びにつながる保小連携を推進します。

イ 学校教育

- ・ 保幼小中連携と一貫教育の推進のための取組を進めます。
- ・ 産業や経済の構造的変化、雇用の多様化と流動化が進む社会において、子どもたちが生きていくため、キャリア教育を推進します。
- ・ 主体的に学ぶ意欲や目的意識を持った児童生徒を育てるための取組を進めます。
- ・ 外国語指導力の向上を図ります。
- ・ ICT 機器を整備し、授業改善の推進と児童生徒の学力向上に取り組みます。
- ・ 校舎やプール、トイレなどの学校施設を改修し、安全で機能的な教育環境の充実を図ります。
- ・ 児童生徒の自尊感情を育て、豊かな心を育むための学校と学級づくりに取り組みます。
- ・ 読書活動の推進のために学校図書館を充実し、推奨図書を選定や読書支援の輪を広げます。
- ・ 規則正しい生活習慣や健康づくり、体力づくりの取組を進めます。
- ・ 小中学校統合計画に基づき、よりよい教育環境を目指して統合を進めます。
- ・ 特別支援教育を推進します。
- ・ 子どもたちの安全確保と防災意識の向上を図る教育を推進します。
- ・ 学校、家庭、地域が連携・協力をしながら、地域の教育力向上に取り組みます。
- ・ 廃校後の施設の利活用について協議・検討を進めます。

ウ 生涯学習

- ・ 公民館を地域コミュニティの拠点と位置付け、施設と機能の充実を図ります。
- ・ 人権交流センターを改修し、施設と機能の充実を図ります。
- ・ 知と文化の拠点としての図書館を含む複合施設の整備に取り組みます。また、利用者が新しい“何か”を見つけられる出会いの場となる施設運営を目指します。
- ・ 各地域の公民館を中心にした様々なサークル活動や文化、芸術活動に加え、年間を通じて各種学習会や文化祭、市展、生涯大学、子ども司書養成など多岐にわたって事業を実施します。

エ 生涯スポーツ

- 子どもから高齢者まで、誰でも自分の好きなスポーツへ自由に参加できる体制づくりや施設整備等を推進し、生涯スポーツの振興を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	学校施設整備事業	須崎市	
	屋内運動場	学校施設整備事業	須崎市	
	屋外運動場	学校施設整備事業	須崎市	
	スクールバス・ポート	スクールバス購入事業	須崎市	
	給食施設	学校給食運営事業	須崎市	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館	公民館等コミュニティ施設改修事業	須崎市	
	集会施設	人権交流センター施設改修事業	須崎市	
	体育施設			
	図書館	図書館等複合施設整備事業	須崎市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備については、予算、費用対効果、経済波及効果などを考慮し、「須崎市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、新設及び改修・更新、管理運営を行います。

9 集落の整備

コミュニティを形成している集落のための施策を展開し、元気な集落の維持と存続を目指します。地域の特色を活かした活動を行うため、持続可能な運営ができる自主組織作りを行うとともに、地域の関係団体等と連携しながら集落の活性化を進めます。

(1) 現況と問題点

本市の集落整備の状況については、水道や道路等の生活の根幹にかかる施設の整備は一定されています。しかし、特に中山間地域においては、道路の改良率と舗装率に見られるように、道路拡幅や危険箇所の改修などに十分着手できていません。

また、集落の人口減少は、集落単位で行われていた清掃や道づくりなどの環境整備活動の停滞や遊休農地と森林荒廃の増加を招くと同時に、空き家や廃屋放置等による防犯面や景観面での問題なども生じています。さらに、同一世帯や隣近所に親族や近親者がいない高齢者世帯の増加は、買い物や通院といった日常的な生活の営みにも支障をきたし始めています。

中山間地域が有する多面的、公益的機能を保持するためには、暮らしやすい環境整備や仕組みづくりの対策を講じることで、集落の維持と存続、再生を図る必要があります。

(2) その対策

- 道路の維持と改修に努めます。
- 高齢者等の支援策拡充を図り、移動手段確保と生活支援のための体制整備に努めます。
- 集落活動センターの設置を推進し、運営支援に取り組みます。
- 各地域において、集落を持続可能な運営ができる自主組織作りを推進し、運営支援にも取り組みます。
- 各地域の町内会活動及び地域活動の継続開催、維持の支援に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	集落活動センター整備事業	須崎市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備については、予算、費用対効果、経済波及効果などを考慮し、「須崎市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、新設及び改修・更新、管理運営を行います。

10 地域文化の振興等

地域文化の振興については、市民文化会館を核として推進するとともに、文化関係団体の育成に努め、市民の文化活動の活性化を図ります。また、老朽化した施設や設備の改善を進めます。

本市には、美術的、文化的評価の高い多くの有形無形の文化財が現存しています。今後もこうした貴重な文化遺産の保存と継承に努めるとともに、地域でも風化しつつある史跡と名勝等について今一度整理し、広報と啓発を行い、地域文化の振興を図るとともに、本市の保存する史料等の保護と保存に努め、市民の財産として後世に引き継いでいきます。

(1) 現況と問題点

市民文化会館は、開館以来、市民の文化活動の拠点としてその負託にこたえてきましたが、約30年経過した設備は老朽化し、改修と修繕が必要な状況です。

本市には、指定文化財が国3件、国（登録）6件、県8件、市51件あります。これらを通して、歴史や風土、文化、伝統を学ぶとともに大切に次世代に継承していく必要があります。

国指定を受けている土佐藩砲台跡については、国史跡土佐藩砲台跡保存活用計画に基づき、保存管理、活用、整備を効果的に進め、確実に次世代へ継承していきます。

また、美術的、文化的に評価の高い作品や史料等が個人所蔵として市内に多数保管されていますが、現在、所蔵者の高齢化などにより、その散逸が憂慮されています。このことから、住民の手によって大切に受け継がれてきた本市の貴重な文化財等を後世に残すためには、必要な支援策を検討する必要があります。

さらに、本市が保管する歴史的・文化的史料等は、十分な学術的整理がされておらず、史料としても公開もできていないことから、早急な整理が必要です。

(2) その対策

- 文化会館の設備を改修し、時代に即応した文化施設として機能を維持します。
- 文化的創造や地域住民の活力につながる事業など、文化芸術の核となる文化振興事業を実施します。
- 保存している史料を多くの市民に提供するため、デジタル化を推進します。
- 文化財の保存と継承の支援を行います。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興 等	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	文化会館施設改修事業	須崎市	
	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	地域文化振興	地域文化振興事業	須崎市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備については、予算、費用対効果、経済波及効果などを考慮し、「須崎市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、新設及び改修・更新、管理運営を行います。

1 1 再生可能エネルギーの利用の推進

温室効果ガス排出抑制のため、須崎市地球温暖化対策実行計画に基づき、再生可能エネルギーの利用促進に向けた取組を推進します。

また、令和5年度（2023年度）に選定された脱炭素先行地域に関連する事業を活用し、さらなる温室効果ガス排出の抑制に努めます。

（1）現況と問題点

現在、二酸化炭素等の温室効果ガスによる地球環境への影響が問題となっており、さらなる温室効果ガスの排出抑制が重要です。

そのために本市では、公共施設への太陽光発電の導入や住民の太陽光発電システム設置に補助金を出すなど、再生可能エネルギーの導入を進めていますが、地球環境への影響が深刻化しており、さらなる温室効果ガスの排出抑制を推進することが必要となっています。

（2）その対策

- ・ 公共施設への太陽光発電などの再生可能エネルギー導入を推進します。
- ・ 市民や事業者への再生可能エネルギー導入を推進します。

（3）計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設			

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備については、予算、費用対効果、経済波及効果などを考慮し、「須崎市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、新設及び改修・更新、管理運営を行います。

1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

清流新荘川をはじめとする豊かな自然環境の保全に向けて、住民、事業者、行政などが一体となって、きめ細やかな環境保全活動を推進します。

(1) 現況と問題点

本市は、太平洋に面した美しいリアス海岸や須崎湾、風光明媚な横浪三里、そして、二ホンカワウソの姿が最後に確認された清流新荘川など、豊かな自然と心安らく自然環境を有しています。

こうした自然環境を次世代へ引き継ぐためにも、環境保全に向けた取組を強化し、かけがえのない自然を守り、自然に親しみ、自然と共生する地域づくりを目指し、市民、事業者、行政が一体となって取り組んでいく必要があります。

一方で、農道や山林の道路脇など、人目に付かない場所へのごみの不法投棄が後を絶ちません。不法投棄は景観を損ねるだけでなく、水質や土壌汚染など、環境への影響が懸念されます。また、野焼きについても、不法投棄と同様の問題があり、これらを防止するためには、ごみの適正処理の啓発が必要です。

現在、各種団体等により環境美化の活動が各所で行われていますが、これらの取組の継続とともに、監視カメラの設置による不法投棄者への指導、ごみ出しに関する出前授業による住民への教育等、一層の広がりを持った活動が必要です。

(2) その対策

- 「カワウソと共生できるまちづくりのための環境基本条例」の基本理念をふまえ、市民、事業者、行政が、それぞれの立場からの役割を認識し、自主的活動の拡大と相互協力と連携強化により、環境保全に関する各施策に取り組むことで、環境保全活動を推進します。
- 実り豊かな自然が「地域財産」として高い価値を有していることを認識し、環境保全の意識向上を図っていきます。
- 豊かな自然環境を守るため、不法投棄や野焼きに対して、関係機関等と連携し啓発や指導を行うなど防止策を推進します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的 発展に関し必要な事項				

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備については、予算、費用対効果、経済波及効果などを考慮し、「須崎市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、新設及び改修・更新、管理運営を行います。

事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分【再掲】

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	スポーツセンター 振興事業	ドラゴンカヌー、シーカヤックを使った体験型観光等を行う。この環境を活かし、カヌー、シーカヤック等の新規イベントや、インターネット等を利用した広報力を強化する。	須崎市	体験型観光等を継続的に行い、交流人口のさらなる増加を図る。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	子育て医療応援事業	医療費無料化の対象を18歳まで実施することにより、子育て世代を支援する。	須崎市	経済的不安なく健やかに子どもを育てられる環境を整える。
10 地域文化の振興等	地域文化振興事業	文化的創造や地域住民の活力につながる事業など、文化芸術の核となる文化振興事業を実施し、教育や社会生活場面における文化活動の振興を図る。	須崎市	文化的創造や地域住民の活力につながる事業など、文化芸術の核となる文化振興事業を実施することで交流人口を増やし、移住、定住につなげる。